

# 令和5年度 地域密着型サービス事業者集団指導資料

## －地域密着型通所介護－

### 【目次】

- 地域密着型通所介護事業所における運営推進会議について[資料Ⅰ]
  
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（地域密着通所介護抜粋）[資料Ⅱ]

#### 地域密着型サービスに係る各町の条例

- ◇ 市川三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ◇ 早川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ◇ 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ◇ 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ◇ 富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・各条例とも地域密着型通所介護の「地域との連携等」については第59条の17に規定

峡南広域行政組合事務局厚生支援課

## ○ 地域密着型通所介護事業所における運営推進会議について

### 1 運営推進会議の設置について

地域密着型通所介護事業所においては、国の厚生労働省令(下記基準)、これを受け各町が制定した運営に関する基準条例で「運営推進会議」の設置が義務付けられています。

#### 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成18年3月14日厚生労働省令第34号 最終改正：平成28年3月31日 厚生労働省令第53号)

#### (地域との連携等)

第34条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

### 2 運営推進会議の目的

地域との連携や運営の透明性を確保するため、事業所が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

### 3 会議の構成員

基準に示されているとおり、

**原則として、下記の者を構成員とする必要がある。**

- ・利用者、利用者の家族
- ・地域住民の代表者(町内自治会役員、民生委員、老人クラブの代表等)
- ・町の担当職員または地域包括支援センターの職員
- ・当該サービスにおいて知見を有する者等(介護に係る資格を有する方、地域の医療関係者など)

※「知見を有する者」は、公平性・客観性を高めるため「事業所の関係者」でない者を充てるよう努めてください。「事業所の関係者」は構成員ではありません。会議において活動状況を報告し、評価・要望・助言等を受け、記録する立場で参加いただくことになります。

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護において、利用者がサービス利用中に会議に出

席する場合は、「利用が中断したもの」として扱われますのでご注意ください。

### 4 開催頻度

基準に示されているとおり概ね6ヶ月に1回

テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

## 5 会議の議題等(参考例)

- ・運営上の課題(利用者不足を除く)について
- ・利用者の構成(利用者数、平均年齢、平均利用年数、要介護度等)、認知症等利用者の状況
- ・サービス提供状況、介護職員等への研修等、サービスの質の向上の取組状況
- ・日々の活動、施設内行事やイベント等の様子や開催状況
- ・地域との連携(地域の祭り等地域行事への参加、ボランティアの受入れ等)の取組状況
- ・事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、改善策の報告
- ・利用者の健康管理に係る取組(熱中症、感染症の予防・防止策)
- ・事業継続計画について(地域との連携、貢献等)
- ・防災対策の状況、避難訓練等の実施状況、地域との共同訓練の検討等 ※
- ・前回の運営推進会議で聴取した要望や助言への対応状況

※令和3年度改正により

○非常災害対策  
第三十二条

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。となっております。

## ○自己評価や外部評価の内容検討

事業所は、これらの運営状況等について報告するとともに、地域代表者等の参加者から必要な要望・助言等を聴く機会とし、会議の評価を受けるなど、双方向的な会議となることが望ましい。

## 6 記録の作成・公表

- 会議の内容(報告の内容、評価、要望、助言等)の記録を作成する。
  - ・各町の条例に規定された年数(2年又は5年)保管する。
- 記録を公表する。
  - ・個人情報の取扱いに十分配慮した上で、広く公表する。
  - ・具体的方法としては、事業所内で閲覧する、すべての利用者の家族に対し会議の記録を配布する、ホームページ等に掲載するなど。

## 7 地域との連携等

- 運営推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の条件を満たす場合に、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。
  - ・個人情報・プライバシーを保護すること。(利用者及び利用者家族について匿名とする等)
  - ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
    - ※事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。

**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準**  
**(平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号)**  
 最終改正：平成三十年三月二十二日厚生労働省令第三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第三条

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

**第二章の二 地域密着型通所介護**

(運営規程)

第二十九条

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一～九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事

十一 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十条

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第三十二条

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

#### 第三十四条

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(準用)

#### 第三十七条

第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

#### 第三十七条の三

第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十の二、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八の二、第三条の三十九、第十二条及び第十九条、第二十一条、第二十二条第四項並びに前節(第三十七条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第二十九条に規定する運営規程をいう。第三条の三十二第一項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第三条の三十の二第二項、第三条の三十二第一項並びに第三条の三十八の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第二十二條第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二十六條第四号、第二十七條第五項、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三條第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第三十六條第二項第二号中「次条において準用する第三条の十八第二項」とあるのは「第三条の十八第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三条の二十六」とあるのは「第三条の二十六」と、同項第四号中「次条において準用する第三条の三十六第二項」とあるのは「第三条の三十六第二項」と読み替えるものとする。

準用部

(揭示)

#### 第三条の三十二

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者には、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第三条の三十八の二

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。